

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

(2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

(3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

(4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること

(5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。

(6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。

(7) 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。

(8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(9) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。

(11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。

(12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。

(13) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。

2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

【解説】

本条は、液体燃料を使用する移動式ストーブ、移動式こんろ等の取扱いについて規定したものです。

<第1項について>

第1号は、液体燃料を使用する移動式ストーブ、移動式こんろ等から付近の可燃物への着火を防止するための規定です。

第2号は、こんろ又は移動式ストーブが、火源となって、可燃性ガス又は蒸気に引火することを防止するための規定です。

第3号は、平常時のみでなく、地震が発生した場合の可燃物の落下も含めた規定です。

振動により容易に可燃物が落下するおそれがある場所も、当然避けなければなりません。

第5号は、移動式ストーブ又は移動式こんろの使用に際し、下部への伝熱等による火災発生危険を排除する規定です。

第6号は、当然の事項を規定したのですが、火災原因の実態からみれば、故障、破損のままの使用が多いので、特に明記したものです。

第7号は、移動式ストーブ又は移動式こんろは、それぞれ炊事、暖房等特定の用途に使用するように造られており、通常機能上他の代用として用いることは予想されていません。したがってそのような予想されていない使用方法をした場合は、当然火災危険が生ずるので、これを禁止したものです。

第8号は、構造上本来予想され、限定された使用燃料以外の燃料を使用することを禁止した規定です。

第9号は、火災予防の基本事項ですが、とかく忘れがちであり、器具が正常であっても、火災発生の危険を生じさせる結果になるので、規定したものです。

第11号は、使用中に器具を移動させ、又は液体燃料を補給することを禁止したものです。

燃料の補給に際しては、注意していても、漏れを生ずることがあり、漏油がこんろ又は移動式のストーブ自体の熱で蒸発し、燃焼中の炎等によって引火して火災となるおそれがあります。

第12号は、液体燃料が、床又は畳等の上に漏出すると、滲透拡大して出火した際、大きな炎となるので、漏油を他にしみこませたり拡がらせたりしないために皿を設けることを規定したものです。

第13号は、点検及び整備は器具の機能等について熟知したものに行わせることを規定したものです。

<第3項について>

移動式ストーブにあっては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用することを規定したものです。

(固体燃料を使用する器具)

第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火鉢にあっては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。

(2) 置ごたつにあっては、火入容器を金属以外の不燃材料を造った台上に置いて使用すること。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。

【解説】

本条は、炭、練炭等の固体燃料を使用する器具の取扱いについて規定したものです。

具体的には火鉢、置ごたつその他、練炭こんろ、七輪及びバーベキューこんろ等の移動式こんろや、石炭ストーブ等が該当する。ただし、煙突が接続されているものについては、第5条のストーブとして規制されます。

<第1項について>

第1号は、固体燃料を使用する火鉢について、底面過熱による火災の発生を防止するための規定です。

第2号は、固体燃料を使用する置ごたつについて、火入れ容器から下面への伝導による火災発生を防止するための規定です。

<第2項について>

液体燃料を使用する器具と同様の取扱い上の基準について、前条（第18条）の基準の一部を準用したものです。

（気体燃料を使用する器具）

第20条 気体を熱源とする器具に接続金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。

【解説】

本条は、都市ガス及びプロパンガス等の気体燃料を使用する器具の取扱いについて規定したものです。

<第1項について>

ガス用ゴム管を過度に長いものを使用した場合は折れ、ねじれが生ずる恐れがあり、短すぎる場合は引張り等の力がかかるおそれがあるため、これらによる事故を防止するため、器具に応じた適当な長さにすることを規定したものです。

<第2項について>

液体燃料を使用する器具と同様の取扱い上の基準について、第18条第1項の基準の一部を準用することを規定したものです。

（電気を熱源とする器具）

第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） 通電した状態でみだりに放置しないこと。

（2） 安全装置は、みだりに取り外し、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第 18 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第 2 号及び第 5 号から第 7 号までの規定に限る。)を準用する

【解説】

本条は、電気を熱源とする器具の取扱いについて規定したものです。

シーズ、ハロゲン、PTC 等の各種ヒーター類のほか、電磁誘導加熱等も含まれます。

<第 1 項について>

第 1 号は、極めて一般的なことですが、電源の切り忘れ又は電源を切ったつもりが切れていなかったなどによる出火例が多いため規定したものです。

第 2 号は、温度制御装置、加熱防止装置等の重要性、精密性等を考慮し、みだりに修理したり、別の不適合品と取り替えてはならないと規定したものです。

<第 2 項について>

液体燃料を使用する器具と同様の取扱い上の基準について、第 18 条第 1 項の基準の一部を準用することを規定したものです。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第 22 条 火消つぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第 18 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号の規定を準用する。

【解説】

本条は、火消つぼの取扱いについて規定したものです。「火消しつぼ」は、本来密閉することにより、空気の供給を断ち、火を消す器具ですから、故障、破損した場合火災危険が生じます。このようなことから、可燃物から安全な距離をとること及び可燃性のガス等に対し引火源となることを避けるため、第 18 条の規定のうち、第 1 項第 1 号から 7 号まで及び第 9 号の基準を準用することを規定したものです。

(基準の特例)

第 22 条の 2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき、又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

【解説】

本条は、火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある器具について、消防長が火災予防上支障のないと認めるものについては、条例の技術基準によらないことができることを規定したものです。

### 第 3 節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第 23 条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席

(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分

(3) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和 8 年法律第 43 号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

(4) 第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない。

4 第 1 項の消防長が指定する場所(同項第 3 号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない。)

5 前項第 2 号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するた

めに消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

#### 【解説】

本条は、火災が発生した場合人命危険の生ずるおそれのある劇場、百貨店等の不特定多数の者が出入りする場所及び重要文化財等である建造物での火災発生の防止と火災発生時における延焼拡大を防止するための必要な火気及び危険物品の持込等の制限に関する規定です。

#### (空地及び空家の管理)

第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

#### 【解説】

本条は、空地の枯草等及び空家からの出火防止を図るため、空地及び空家の所有者等に火災予防上必要な措置を義務付けたものです。

「火災予防上必要な措置」とは、当該空き家にむやみに人が出入りできないように施錠すること、可燃性物件及び危険物を除去することのほか、ガス・電気を遮断すること及び定期的に状況を確認することなどをいいます。

#### (たき火)

第25条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

#### 【解説】

本条は、可燃物等の近くにおけるたき火の禁止及びたき火をする場合の一般的な措置を規定したものです。

「可燃物」とは、引火性の物品、爆発性の物品を当然含みすべての燃えやすいものを総

称しています。

(がん具用煙火)

第 26 条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則(昭和 25 年通商産業省令第 88 号)第 91 条第 2 号で定める数量の 5 分の 1 以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

【解説】

本条は、がん具用煙火の消費、貯蔵、取扱いについて規定したものです。

火薬類取締法によって規制を受ける場合においては、同法の規定によるもので本条の規制は適用されません。

<第 1 項について>

がん具用煙火の消費についての規制であり、「火災予防上支障のある場所」とは、危険物、指定可燃物、火薬類、高圧ガス、その他可燃物等の近くの場所 建物の内部、建物と建物との間の狭い場所及び家屋の密集した場所 強風注意報等が発令されている区域等をいいます。

<第 2 項について>

がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合の一般的注意事項を規定したものです。

<第 3 項について>

一定以上のまとまった量のがん具用煙火について、より高い安全のための措置を規定したものです。

(化学実験室等)

第 27 条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第 30 条、第 31 条の 2 第 1 項第 2 号から第 16 号まで及び第 2 項第 1 号並びに第 31 条の 4 第 1 項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解説】

本条は、火災の発生のおそれのある化学実験や操作等における遵守事項について規定したもので、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準の一部を準用したものです。

(作業中の防火管理)

第 28 条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、

グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鋸<sup>びょう</sup>打作業(以下「溶接作業等」という。)は、可燃性の物品の付近においてこれをしてはならない。

- 2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。
- 3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 4 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下第40条及び第41条において同じ。)及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

#### 【解説】

本条は、可燃物の近くにおいて、火炎が伸長し、又は火花が飛散するような作業を行うことを禁止したものです。

### 第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- (6) 残り火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

#### 【解説】

本条は、法第22条第4項「気象状況の通報及び警報の発令」の規定に基づき、火災に関

する警報の発令中における火の使用制限について規定したものです。

条例第 25 条（たき火の規定）に対しては、本条が優先適用されます。